

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 2 3 年第 4 回有田川町議会定例会)

平成 2 3 年 1 2 月 6 日

午前 9 時 3 0 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第 5 議案第 86 号 平成 2 3 年度有田川町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 6 議案第 87 号 平成 2 3 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 7 議案第 88 号 平成 2 3 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 8 議案第 89 号 平成 2 3 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 9 議案第 90 号 有田川町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 91 号 有田川町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 92 号 有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 93 号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 94 号 訴訟の提起について
- 日程第 14 議案第 95 号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第 15 議案第 96 号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第 16 議案第 97 号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第 17 議案第 98 号 有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第 18 議案第 56 号 平成 2 2 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 57 号 平成 2 2 年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 58 号 平成 2 2 年度有田川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 59 号 平成 2 2 年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 60 号 平成 2 2 年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第23 議案第61号 平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第62号 平成22年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第63号 平成22年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第64号 平成22年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第65号 平成22年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第66号 平成22年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第67号 平成22年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第68号 平成22年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 議案第69号 平成22年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第70号 平成22年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第71号 平成22年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 議案第72号 平成22年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 増谷 憲 | 2番 | 堀江 眞智子 |
| 3番 | 橋爪 弘典 | 4番 | 東 武史 |
| 5番 | 岡 省吾 | 6番 | 前勢 利夫 |
| 7番 | 湊 正剛 | 8番 | 佐々木 裕哲 |
| 9番 | 森本 明 | 10番 | 殿井 堯 |
| 11番 | 坂上 東洋士 | 12番 | 楠部 重計 |
| 13番 | 新家 弘 | 14番 | 西 弘義 |
| 15番 | 中山 進 | 16番 | 竹本 和泰 |
| 17番 | 亀井 次男 | 18番 | 森谷 信哉 |

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番 東 武 史 16番 竹 本 和 泰

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（20名）

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 町 長 | 中 山 正 隆 | 副 町 長 | 山 崎 博 司 |
| 清水行政局長 | 保 田 永 一 郎 | 会 計 課 長 | 西 尾 幸 治 |
| 総 務 課 長 | 山 田 清 美 | 企 画 財 政 課 長 | 武 内 宜 夫 |
| 消 防 長 | 前 田 英 幸 | 福 祉 課 長 | 大 方 肇 |
| 環 境 衛 生 課 長 | 河 島 一 昭 | 住 民 課 長 | 橘 伸 二 |
| 税 務 課 長 | 高 垣 忠 由 | 建 設 課 長 | 東 信 行 |
| 産 業 課 長 | 福 原 茂 記 | 地 籍 調 査 課 長 | 山 本 泰 司 |
| 水 道 課 長 | 前 守 | 下 水 道 課 長 | 東 敏 雄 |
| 教 育 委 員 長 | 早 田 智 代 | 教 育 長 | 楠 木 茂 |
| こども教育課長 | 坂 上 泰 司 | 社 会 教 育 課 長 | 三 角 治 |

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 山 下 時 克 書 記 林 美 穂

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（新家 弘）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達していますので、第4回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成23年第4回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時31分

○議長（新家 弘）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（新家 弘）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番、東武史君、16番、竹本和泰君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（新家 弘）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、12月1日に開催された委員会の結果についてを御

報告願います。

議会運営委員会委員長、佐々木裕哲君。

○議会運営委員長（佐々木裕哲）

おはようございます。

議長の指名がありましたから、議会運営委員会の開催結果について御報告申し上げます。

去る12月1日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに議事日程、各常任委員会等の開催日等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から12月21日までの16日間と決定させていただきました。なお、一般質問は14日、15日としております。

議事日程につきましては、お手元に配付されている日程表のとおりいたしたく思います。日程第5から日程第17までの議案13件について一括上程を行い、当局からの提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。

全員協議会が終わり次第、日程第18から日程第34までの決算認定17件の採決につきましては、本日お願いいたします。この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位の御協力をお願い申し上げます。御報告とさせていただきます。

○議長（新家 弘）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月21日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月21日までの16日間に決定いたしました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（新家 弘）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案は、13件であります。

また、本日の説明員は、町長ほか19名であります。

次に、本定例会までに受理いたしました請願について、藤並公民館施設の充実のための移転についての請願は、お手元に配付の文書表のとおり総務文教常任委員会に付託することに決定いたしましたので、御了承願います。

次に、監査委員より、平成23年8月、9月、10月分の例月現金出納検査の結果報告を受けていますので、それぞれお手元に配付のとおり報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 閉会中の所管事務調査報告について……………

○議長（新家 弘）

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

総務文教常任委員会による所管事務調査視察研修が、去る10月6日、7日の2日間にわたり実施されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長、竹本和泰君。

○総務文教常任委員長（竹本和泰）

ただいま議長より御指名をいただきましたので、総務文教常任委員会の行政視察報告をさせていただきます。

去る10月6日と7日の2日間、行財政運営及び広域バスの運行について、行政視察研修を行いました。

初日は兵庫県篠山市を訪問し、平成11年4月1日、4町が合併して平成の大合併の先駆けとなった篠山市は、現在の人口は4万4,000人、面積は377.61平方キロメートルで、篠山盆地と言われるだけに四方は山に囲まれ、林野面積は約7割を占めております。

篠山市は、合併して10年を経過し、交付税の合併算定がえによる削減時期に入っていることから、その影響及び対応、また行財政改革への取り組みについて、行政経営課長から説明を受け、意見交換を行いました。

篠山市は、合併前から広域課題の解決に向けて、清掃センター、市営斎場、上下水道などの施設整備やさまざまな分野で、都市整備などの大型事業を進めてきています。

篠山市での合併特例債借入枠の限度額は210億円、そのうち活用率は85%と言われていました。しかし、一般会計と上下水道事業会計での借入額と合わせて、平成22年度の起債残高は881億円に上り、公債費66億円、実質公債費比率22.1%、平成20年度、となっております。

平成22年度から、交付税は合併算定がえにより減額となっていくことや、上下水道事業の起債残高など、財政への圧迫による将来負担比率への影響などにより篠山市の収支バランスは崩れ、極めて深刻な財政状況に陥ったと言われていました。

危機的状況が目前に迫る厳しい財政状況のもと、市民の目線で行財政について検討していただく諮問機関、篠山再生市民会議を、委員20名、うち公募委員9名であります、で設置されています。第1次答申では、財政見通しは楽観的で甘いものであり、合併後、合併特例債を活用して、身の丈を超える巨額の公共事業を一気に実施したことなどが指摘されています。そして、篠山再生計画の中で、平成の先駆け・モデルと言われた篠山市は、今度は市民挙げての再生のモデルとなるようにと決意されております。

我が有田川町においても、巨額の公共事業が進められています。安心・安全で活力

のあるまちづくり等、住民要望の実現に向けて取り組んでいくことは当然であります  
が、現状での財政状況から危惧するものであります。厳しい財政見通しのもとでの行  
財政運営を望むものであります。

2日目は、島根県安来市を訪問しました。安来市は、総面積420.97平方キロ  
メートル、人口4万2,000人余り、民謡やすき節で有名であり、ドジョウの養殖  
で振興を図っている町であります。

平成16年10月1日、1市2町が合併し、分庁舎方式による行政運営がなされて  
います。このことから、住民サービスや事務の効率化の推進、また住民生活を支える  
広域生活バスの運行状況等について市民課長から説明を受け、意見交換を行いました。

分庁舎方式については、旧1市2町のそれぞれの地域が均衡して発展していけるよ  
う、合併後も分庁方式を継承し、市民の意見を集約して分庁舎方式のメリットを最大  
限生かした整備を行うとしています。また、地域振興については、地域の衰退に歯ど  
めがかかり、それぞれの地域が自治意識、存在感を持ち、活気あるまちづくりがで  
きるとしています。

反面、分庁舎方式ではデメリットとして、住民が一つの庁舎では用件が済まない場  
合があり、不便をかけることや、職員の庁舎間の移動時間、職員相互の連絡など、業  
務調整が非効率である等が挙げられています。これらのことは、有田川町においても  
同様であると思われます。

続いて、広域生活バスについてお伺いしました。

平成11年5月、路線バス事業者より経営難から撤退する旨の申し入れがあり、合  
併前の旧1市2町で協議を重ね、平成12年4月から広域生活バスとして住民の交通  
手段を確保するため民間業者に委託し、15路線55系統で平日は174便、土曜日  
127便、日・祝日は94便が運行されているということであります。

運行の基本目標を「地域を活性化する」とし、圏域の一体化を共有できる地域社会  
の形成、地域住民の利便性の確保などをあげています。この運行に要する平成23年  
度の予算額は2億7,200万円、一般財源の繰出金1億5,700万円、財政的にも多額  
の経費が投入されていますが、広域生活バスの指針にも掲げられている圏域の  
一体化を共有できる地域社会の形成、地域住民の利便性確保のために運行されてい  
ることとありました。有田川町も高齢化が進み、交通弱者にとって日常生活物資の  
買い物や通院など、交通不便地の解消策は喫緊の課題であると思われます。

今回、2市を訪問し、現状や課題を聞かせていただきました。各自治体とも住民要  
望や行政需要が増大していく中で、足元を見詰め、住民と一体となった行政運営が行  
われることを感じたところであります。

以上で総務文教常任委員会の行政視察報告を終わります。

○議長（新家 弘）

続いて、住民福祉常任委員会による所管事務調査、視察研修が去る10月12、1

3日の2日間にわたり実施されておりますので、委員長からの報告をお願いいたします。

住民福祉常任委員会委員長、楠部重計君。

○住民福祉常任委員長（楠部重計）

議長の許可をいただきましたので、住民福祉常任委員会の視察研修報告を行いたいと思います。

去る10月12日から13日の2日間にわたり、住民福祉常任委員会所管事務調査のため視察研修を行いましたので、御報告申し上げます。

今回の視察は、自然エネルギー施策について先進的な取り組みをされている長野県飯田市と、さまざまな定住促進対策を展開されている長野県阿智村に、住民福祉常任委員6名、福祉課長、環境衛生課長、議会事務局の計9名で行き、現在の社会情勢に綿密にかかわる独自の施策を講じておられる双方の取り組みについて、多岐にわたりお聞かせいただきましたので、詳細内容を御報告申し上げます。

まず1日目には、長野県飯田市役所を訪れました。

飯田市の概要は、平成16年に近隣の町と合併し、人口約10万5,000人、有田川町の約3.8倍の人口規模で、その面積は668平方キロメートル、うち林野率が約83%の、北側に中央アルプスと南側に南アルプスを背に町の中央を天竜川が流れるという風光明媚な土地柄であり、また日本民俗学の草分け的存在である柳田国男氏ともゆかりの深い地として有名であります。

飯田市は、都市像として環境文化都市を掲げ、環境施策に重点を置き、環境のよさと生活の利便性を両立させながら、安全で快適に暮らせる低炭素な社会づくりを目指す模範的な取り組みを行う都市として、平成21年に国から環境モデル都市の認定を受けております。飯田市の取り組む環境プランとして、市独自のCO<sub>2</sub>削減目標数値を設定し、太陽光市民共同発電事業、木質ペレットの利用・拡大、小水力発電の可能性を調査・研究されるなど、まさに持続可能なエネルギー施策の先進地としての事業を展開されております。

幾多の事業の中でも、今回は太陽光を利用した発電事業を中心にお話を伺いました。飯田市は、年間の平均日照時間が約1,946時間と非常に日照時間が長く、太陽光を利用した発電に適した土地柄であります。加えて、太陽光パネルを制作する工場が操業されており、地元で太陽光パネルを調達できること、また中部電力との協力体制が整っていることが、これら事業を展開する有利な立地条件にあると考えられます。

まず、その取り組みとしてメガソーラーいいだという施設について御説明をいただきました。この施設は、小高い山の高台約1万8,000平方メートルの敷地に太陽光パネル4,704枚を敷き詰め、太陽光を利用したメガソーラー発電施設を建設し、平成23年1月28日より運転を開始しております。発電出力1,000キロワット、いわゆる1メガワットの能力を持つ発電施設で、その規模として年間の想定発電量が

100万キロワット、一般家庭約300世帯分の年間使用電力を賄える施設であります。

この施設は、飯田市と中部電力が協力して運転されており、今や環境モデル都市である飯田市にとって自然エネルギー利用のシンボリック施設となっております。中部電力は、今後、愛知県武豊町に7.5メガワット、静岡県清水区に8メガワット規模のソーラー発電施設を建設予定しているとのことでもあります。

現場へ見学に訪れ、全景を視察させていただきました。広い敷地に配列されたパネルを見て圧倒されました。有田川町でも同様の施設をと考えた場合、適した用地の問題もさることながら、年間の日照時間、台風被害などの気象条件、設置費用と売電収入との利潤等、非常に多くの問題を見きわめる必要があると考えますが、東日本大震災に端を発した福島県原発事故を踏まえ、電力確保のため環境に優しい自然エネルギー事業が唱えられている中、技術進歩や環境汚染からくる自然災害を考えると、我が町においても担当課と十分意思疎通を図りながら検討する余地のある事業ではないかと思う次第でございます。

さらに飯田市では、地元NPO法人南信州おひさま進歩エネルギーという団体が中心となりまして、全国各地約450名から資本を募り、その原資をもとに太陽光市民共同発電事業を展開しております。事業内容として、市内公共施設・学校施設37カ所の屋根に太陽光発電ソーラーを設置し、各公共施設の使用電気代を差し引いた電気を中部電力に売電する事業や、個人の住宅に太陽光発電ソーラーを無料で設置し、設置家庭は月額1万9,800円の対価を9年間の契約で法人に支払い、10年後に月々の支払いが終了した後は、ソーラーシステムすべてを個人の所有とされる取り組みをなされております。この個人向けの事業に関しては、家族構成、電力消費事情等さまざまに一概に言えませんけれども、中には売電収入をかなり上げておられる家庭もあるようであります。

このように、飯田市また地域団体や市民挙げての環境施策に取り組む、まさに現在置かれているこれからの国の将来像を思うときに、そのパイオニア的な取り組みをされている飯田市の施策は非常に重要であり、有田川町としても新エネルギー問題に対して真剣に向き合い、今後さまざまな面で参考にさせていただかなければならないと痛感した次第でございます。

続いて2日目に、長野県阿智村役場を訪れました。

阿智村の概要は、平成の大合併の中、合併しないという方向を決めましたけれども、もろもろの事情で近隣の村と3村が合併をし、現在人口が約6,900人、村面積は約214平方キロメートルの小さな村でありますけれども、かつて温泉がわき出たころは温泉地として知られ、名古屋からも1時間程度の距離であることから観光地としても栄えた村であります。しかし、現在どこの町も同じでありますけれども、観光事業の停滞が非常に厳しい状況だとのことでもあります。有田川町でも同様の問題を抱え

ておりますけれども、阿智村でも合併後、年々人口の減少が激しく、さまざまな定住促進、支援策を講じておりますけれども、画期的に人口減を食い止めるに至っていない現状であるとのことであります。

そういう背景から、村は住民が主役の村政を敷き、自治会組織の強化を図っております。その一環として、村の予算編成時、自治組織を中心に住民から予算要求を出してもらい、地域と協議を重ね、予算冊子を作成し、全戸に配布しております。議員は各地域に予算説明に回り、住民からの質問に答えるというスタンスをとっております。すべてを把握して説明に回らなければならない、議員の資質が常に問われるとのことであります。

住民からのさまざまな提言を踏まえ、住民が村に思う気持ちを問う住民満足度調査の取り組みがなされ、調査結果をもとに定住促進策の強化が図られたということで、平成21年から総合的な窓口になる阿智村定住支援センターを庁舎に設置し、村内定住者の定住支援と新たな定住者を阿智村に迎え入れるための拠点を築き、定住施策を発信しております。

主な取り組みとして、若者定住促進住宅新增改築等支援金の事業があり、20歳から40歳を対象に、現在、転入者87名の実績があるとのことでございました。内容は、宅地・空き家を取得する方に対し、取得価格の3分の1以内の額で上限100万円を補助するもの。新築で家を建てられる方に対し、村内事業者が請け負う場合には120万円、そのほかの場合には100万円の補助とするもの。持ち家を増改築される方に対しては、村内業者で70万円、その他の場合50万円ということで、定住希望者には喜ばれ、地域の建築業者も仕事の受注がふえますから、地域経済の潤いにもつながっているとのことであります。

また、空き家情報を募り、空き家データベースを作成し、現在約30軒が登録されております。定住希望者に情報を提供しているようであり、空き家の簡易な改修や不必要なものの処理費に要する経費も、必要経費の2分の1、限度額20万円の補助があり、実績として14軒、約225万円を活用されたようであります。

そのほかにも、Iターン者を受け入れた集落に対して支援金を交付する事業、村が住宅地を造成する分譲住宅造成事業、新規に就農される45歳以下の方を対象として運営資金を無利子で融資する新規就農者支援制度等、さまざまな取り組みをされております。

山間地域を多く抱える自治体は、「集落に暮らし続けられるか」というテーマが非常に大きな課題となっております。5年、10年先の近い将来、果たして各地域の集落は健全に存続できている状況にあるか。有田川町においても過疎化対策に全力を注がれておりますけれども、過疎進行をとめられるよう幾多の施策が大きな花を咲かせ、有田川町全域がますます発展することを願う次第でございます。

くぐりに、この2日間の研修は、有田川町発展の今後において、その根幹をなす非

常に重要で密度の濃い、また実り多い研修となりましたことを御報告申し上げます。  
なお、この研修会報告は、出席委員から報告書を提出いただき、それをもとに作成し、  
当委員会としての報告書といたしました。まことに簡単なまとめとなりましたけれども、  
これで住民福祉常任委員会の視察研修報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新家 弘）

これで閉会中の所管事務調査報告を終わります。

お諮りします。

日程第5から日程第17までの議案13件を一括議題としたいと思いますが、これ  
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第17までの議案13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。本日ここに、平成23年第4回有田川町議会定例会を招集い  
たしましたところ、年末を控え、議員各位には大変お忙しい中、全員御参集賜りまし  
て、厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは、ただいま上程させていただきました議案について、御説明を申し上げま  
す。

議案第86号は、平成23年度有田川町一般会計補正予算第7号であります。

今回の補正の中で大きなものは、災害関連予算であります。台風12号による災害  
関連の予算措置につきましては、有田川町議会9月定例会の追加議案で承認をいた  
だきましたが、今回増額補正を行うものであります。

それでは、各款別に申し上げます。

2款総務費の一般管理費では、退職手当事務組合への特別負担金として1,122  
万5,000円を、電子計算費では、電算委託料367万8,000円の減額を、基  
幹系システム保守点検料として367万8,000円を、3款民生費の障害者福祉費  
では、障害者福祉サービス費として2,559万6,000円を、重度心身障害児者  
医療費として440万円を、老人福祉費では、介護保険事業特別会計への繰出金とし  
て1,046万7,000円を、児童福祉総務費では、子ども医療費扶助費として5  
00万円を、児童措置費では、子ども手当が新制度に移行するため7,323万1,  
000円の減額を、4款衛生費の環境衛生費では、一般住宅用太陽光発電設備導入補  
助金として300万円を、6款農林水産業費の農業振興費では、有害鳥獣捕獲報償費

として646万2,000円を、営農再開緊急支援事業補助金として490万円、鳥獣害防止対策事業費補助金として500万円を、畜産業費では、畜産経営再開緊急支援事業補助金として350万円を、農地費では、小規模土地改良事業として300万円を、8款土木費の道路新設改良費では、町道明王寺庄線の工事請負費として1,300万円を、9款消防費の非常備消防費では、消防団員公務災害補償掛金として2,394万円を、10款教育費の学校建設費では、藤並小学校用地の土地購入費として3,842万円、物件補償費として1,530万円を、11款災害復旧費の農地災害復旧費では、工事請負費として3,147万2,000円を、農業用施設災害復旧費では、工事請負費として2,313万円を、林業用施設災害復旧費では、工事請負費として1億1,646万円を、農業生産基盤復旧支援事業費では、農業生産基盤復旧支援事業補助金として2,800万円を、公共土木施設災害復旧費では、土質調査委託料として500万円、工事請負費として2億円を、その他にも所要の補正を行った結果、今回の補正額は5億2,825万6,000円となり、補正後の予算総額は177億6,086万8,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしまして、町税、国、県支出金、分担金及び負担金、町債などを充てることにいたしております。

議案第87号は、平成23年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正の主なものは、広域連合負担金過年度分返還金に2,551万6,000円を補正し、今回の補正総額は2,566万6,000円を追加し、補正後の予算総額は6億8,086万1,000円と相ります。

なお、補正額の財源といたしまして、過年度精算金を充てることにいたしております。

議案第88号は、平成23年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正の主なものは、保険給付費の居宅介護サービス給付費では、負担金として698万4,000円を、地域密着型介護サービス給付費では、負担金として403万7,000円を、施設介護サービス給付費では、負担金として4,179万3,000円を、介護予防サービス給付費では、負担金として1,506万7,000円を、特定入所者介護サービス費では、負担金として664万6,000円を補正し、今回補正総額は8,460万3,000円を追加し、補正後の予算総額は25億669万8,000円と相ります。

なお、補正額の財源といたしましては、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金などを充てることにいたしております。

議案第89号は、平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、総務費の一般管理費では簡易水道事業消費税を326万円減額し、水道施設費の水道施設管理費では修繕料として419万5,000円を補正し、今回の補正総額は93万5,000円を追加し、補正後の予算総額は8億3,656万1,000円と相なります。

なお、補正額の財源といたしまして、過年度消費税還付金を充てることにいたしております。

議案第90号は、有田川町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、有田川町役場金屋庁舎移転に伴い、金屋庁舎の位置を変更する必要が生じたので、本条例の一部を改正するものであります。

議案第91号は、有田川町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、有田川町役場金屋庁舎移転に伴い、条例の公布に係る掲示場所を変更する必要が生じたので、本条例の一部を改正するものであります。

議案第92号は、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、地方税法の改正により寄附金税額控除の適用対象について、特定非営利活動法人（NPO法人）に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金等を追加し、寄附金税額控除の適用下限額を2,000円に引き下げ、個人住民税等の脱税に係る過料の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等の一部を改正するものであります。

議案第93号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第94号は、訴訟の提起についてであります。

有田川町田殿小学校の用地内にある有田郡有田川町大字井口47番地3の土地について、有田川町名義へ所有権移転登記等の請求のため、訴えの提起をするので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第95号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。

教育委員会委員、有田川町大字二川389番地2、早田智代氏の任期が、平成24年2月22日をもって満了いたします。人格が高潔で教育に関し識見を有する同氏を、引き続き教育委員会委員に任命したいので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第96号は、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてであります。

固定資産評価審査委員会委員、有田川町大字賢152番地1、三木眞澄氏の任期が、平成24年2月21日をもって満了いたします。つきましては、その後任に知識、経験豊富な、有田川町大字東丹生図27番地、栗生幸也氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第97号は、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてであります。

固定資産評価審査委員会委員、有田川町大字上六川1004番地、中井理自氏の任期が、平成24年2月21日をもって満了いたしますが、知識、経験豊富な同氏を引き続き選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

議案第98号は、有田川町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてであります。

固定資産評価審査委員会委員、有田川町大字二川338番地、中裕清吉氏の任期が、平成24年2月21日をもって満了いたします。つきましては、その後任に知識、経験豊富な、有田川町大字久野原1032番地、大江彰一氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（新家 弘）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩中に全員協議会を開きます。

なお、本日の全員協議会は、3階中会議室において行いますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

休憩 10時14分

再開 13時36分

~~~~~

○議長（新家 弘）

再開いたします。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第18、議案第56号から日程第34、議案第72号までの17件を先に審議したいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第18、議案第56号から日程第34、議案第72号までの17件を先に審議することに決定しました。

日程第18、議案第56号から日程第34、議案第72号までの17件については、第3回定例会第1日目において決算審査特別委員会に付託されております。

委員長より、審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、橋爪弘典君。

○決算審査特別委員長（橋爪弘典）

決算審査特別委員長の橋爪でございます。決算審査特別委員会における審査経過の概要並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

当委員会において審査いたしました案件は、去る9月、第3回定例会初日に付託されました議案第56号から議案第72号までの一般会計及び各特別会計の決算認定を求めることについての17件であります。

これら議案の審査に当たりましては、11月1日・2日両日にわたって委員会室におきまして全委員出席のもと開催され、執行部関係部署の課長及び担当者の出席を得て、主要施策の成果報告書を中心に、必要な資料の提出及び詳細な説明も求めて慎重に審査をいたしました。

なお、審査時において委員会として提出を求めた資料については、お手元に配付をさせていただきました。

まず初めに、企画財政課長から、平成22年度の決算概要について説明を受けました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による4つの健全化判断基準についてであります。これらは平成23年第3回定例会において報告され、既に承認されているとおりで基準値以下であります。経常収支比率が84.4%で、前年度と比較して5.8ポイントとかなり減少しており努力が認められますが、当町の目標数値は80%であることから考えれば、もう一段の努力が求められます。

委員からは限られた予算を弾力的に運用し、町民の要望にこたえられる財政構造になるようにと、あわせて合併算定がえを前に、さらにもう一度、福祉・医療部門についても聖域化せず、行政改革に一層努力をいただきたいとの意見がありました。

次に、委員会での各委員の質疑項目等を申し上げます。

企画財政課の所管に対しては、各種事業について、費用対効果について数値化できないかとただしたことについて、非常に大事であり、各課に話を進めることとの答弁でありました。また、今国会に国家公務員の給料を平均7.8%減額する法案が提出されているが、当町での試算資料について要請がなされました。

総務課の所管に対しては、公共建築物の維持管理費の節減を図るためLEDに交換してはどうかとただしたことについては、全部についての費用対効果を考えると、少し手がつけにくいとの答弁であり、さらに委員から一般家庭に先駆けて手をつけるべきではとただしたことに対して、非常灯は24時間使用しているため、早急に検討して善処していきたいとの答弁でありました。

また、自主防災組織の組織率及び区長会の補助基準についてただし、特に自主防災組織の確立は、災害時等非常に重要となってくるため、自主防災組織の充実していない人口の少ない集落にあつては、周辺地区合同での設置を求める意見が出されました。

次に、税務課の所管に対しては、過誤納付金の額が多額になっている理由や、固定資産評価がえ業務の内容について、また納税組合報奨金についてどのような推移になっているのかとただしたことについて、納税奨励金があることによる納税意識の向上が認められるかの問いに、組合のあるところは納税者のつながりがあるため、納税率が高いように感じるとの答弁であり、今後も高い納税率となるよう一層の努力をされたいと要請をするものであります。

住民課の所管に対しては、清水行政局管内の出張所に係る職員体制についてただしました。

環境衛生課の所管に対しては、旧清水町内の床谷のガスに関して人体への影響や、将来にわたっての調査の継続や、新エネルギーであるマイクロ発電の進捗状況について委員から質疑がありました。太陽光発電については、個人宅向けの設置補助事業も一定の効果を発揮されたとの答弁を受け、今後とも新エネルギー対策について前向きに取り組まれない。

また、美化運動推進に対して献身的な取り組みに当たられてございますが、よきことについては守ってほしいとの意見が出されました。

下水道課の所管に対しては、早期接続奨励金や接続率、さらに雨水対策等についてただされました。公共下水道事業は、町の今後を占う重要な事業であるため、今後とも接続率の強化になお一層の努力を求めるものであります。

産業課の所管に対しては、有害鳥獣捕獲補助金が郡内で統一されていない現状の改善を求める意見や、耕作放棄地の調査事業について、もっと成果と精度の上がる方法で実施すべきであったとの意見が出されました。ほかにふれあいの丘に係るコテージの利用状況について、遊歩道整備で実施された工事の内容についてただしました。

ほかには、中山間直接支払制度、低コスト作業道の幅員について、TPPについて担当課としての認識についてただすとともに、当町の実情から森林整備地域活動支援事業のさらなる推進を求める要望もありました。

消防本部の所管に対しては、新しい消防施設の進入道路の幅員について、また40歳台有能な職員が退職されたが消防力への影響について、家庭への火災報知機の設置状況及び救急出動件数について等ただしました。

地籍調査課の所管に対しては、前年度と比較して予算が減額となった理由についてただしました。地籍調査事業は、早急に進めていかなければ将来大変なことになってくる。いろいろ苦勞もあろうが、頑張っで1日でも早く完成するよう努力されるようにとの意見がありました。

次に、水道課の所管に対しては、未収金の時効について、22年度実施された黒松・釜中・立石地内の工事の内容及び施工業者について、固定経費の削減や山間僻地の水の確保についての担当課の方針についてそれぞれただし、水道料金の未収金にあっては、強い態度をもって催告され、しっかり料金徴収をされたく求めるものであります。

また、今回の12号台風の被災したときの職員の迅速な対応について感謝が述べられました。また、付託された議案とは直接関係がないところであるが、当町全体の水道事業を考えたとき、湯浅分水の取り扱いに関し、水道料金について公平に料金を決定するとされている。この原則を厳守して推進されるよう要請がございました。

建設課の所管に対しては、旧金屋町小川地区の事業の進捗状況について、各区長さんを通じ住民の要望が出てきているがその達成率について、町営住宅の入居率について、橋梁点検が実施されているが、その内容等についてとその後の取り組み方法について、河川や溪流に係る所管について等々、委員からただしました。

教育委員会子ども教育課の所管に対しては、学力向上の努力に敬意を表するとともに体力向上についても要望があり、中学生の職場体験はよいことであるという意見もありました。

教育委員会部局については節間の流用が多く、このことについて説明を求め、今後の予算執行に関して要望をいたしました。吉備中学校武道館の建設に関連して、用地取得の基準について、さらに町内各中学校に剣道・柔道の指導者の有無についてただしました。

特に学校給食費について、法律に基づき児童生徒の負担については、原材料費、光熱費のみの負担となっている。当町は、そのうち原材料費のみを負担されている。そのことは今後も堅持していただきたい。しかしながら、職員、教職員が児童生徒と同額であるということは、住民の理解を十分に得られるとは考えられない。行財政改革の基本である歳入確保の観点からも検討されるよう要請するものであります。

次に、社会教育課の所管に対しては、社会教育活動は幅が広く大変でございますけれども、費用対効果のはかり方についてただしたのに対し、費用対効果を数字で出すことは非常に難しい、とにかく参加者に多く出ていただくことに努力しているとの回答であり、図書館司書事業についてただしたのに対し、緊急雇用創出事業であり身分は臨時職員であるとの回答でありました。いにしへの有田の内容をただして、心のふるさと・歴史について、ふるさとの偉人の功績を次から次へと伝えていく事業が大事であり、歴史講座等を開催されるよう要望がありました。

福祉課の所管に対しては、インフルエンザワクチンについて、各種団体補助金の支出のあり方等をただした。特にインフルエンザワクチン接種について、希望者全員に供給できる見込みであるとの回答であるが、病院と綿密な連携を図り、十分対応されたいとの要望が出されました。

各所管課等の審議を終わり、その後、各決算に係る総括を行い、一般会計及び特別会計の決算認定報告事項について協議をいたしました。

以上の結果、議案第56号から議案第72号までの17件につきましては、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

最後に、執行部に対して、合併後5年目に当たりスケールメリット等の利点を生かし、合併した効果を最大に生かせるような予算執行について、さらに努力をされるよう要望して、委員会としての報告を終わります。よろしく御審議のほど賜り、適切な御決定をお願い申し上げます。

○議長（新家 弘）

以上、決算審査特別委員会の審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第18 議案第56号……………

○議長（新家 弘）

日程第18、議案第56号、平成22年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第56号、一般会計決算について、反対の立場から討論させていただきます。

反対の理由は、第1に、この間、施設の建設が続き、今後、維持管理費がかさんでくることになり、そして交付税算定が一本算定になったときを考えますと、職員の削減や住民負担がふえることにつながっていくことが十分予想されると考えます。

第2に、正規保育士よりも非常勤保育士が多い現状の中で、非常勤保育士がいなければ対応できない状態のまま運営をされているのは、公的保育に責任を持っているという立場ではなく、このことが改善されておられません。

第3に、公契約の立場から人件費は安ければよいということで進めれば、安心・安全の行政サービスはできないことになってくると考えます。

第4に、中学生のオーストラリア研修、一部の子どもさんしか参加できず、一般財源を使ってる限りは、もっと多くの方の参加が見込まれる事業等に変えるべきではな

いでしょうか。

第5に、税条例改正で16歳から18歳までの特定扶養親族に対する特定扶養控除の上乗せ部分の廃止で税負担増につながっています。

第6に、人事院勧告で職員給料1人当たり7万1,000円の減額となり、地域経済の一翼を担える消費活動を一層冷え込ませることになります。

第7に、憲法の改正手続に関する、いわゆる国民投票に関する法律等の施行に伴い、投票人名簿システムの構築費用が組まれたことでもあります。

以上の理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（新家 弘）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第19 議案第57号……………

○議長（新家 弘）

日程第19、議案第57号、平成22年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第57号について、反対の立場から討論させていただきます。

国民保険は、法律によって相互扶助ではなく社会保障の位置づけがなされています。

しかし、国保税が高くて税を滞納すると、保険証をもらえない制度になっています。

最近の状況を見てもと、一般会計からの繰り入れが例年の3分の1から4分の1

に減り、国保税の引き下げに使える基金が約4億2,600万円以上になっており、

平成21年度よりも5,600万円基金がふえていることになります。国保財政が困難なのは、被保険者に所得の低い方が多く、しかも事業主負担がなく、国庫負担金の削減が大きいと言えます。このような特別な理由がある限り、法定外繰り入れで税の引き下げを行い、安心して使える国保にすべきであるという立場から反対の討論いたします。

○議長（新家 弘）

ほかに討論はありませんか。

6番、前勢君。

○6番（前勢利夫）

日本の国民皆保険制度は、まさに世界第一級の保険制度であります。実際病気にかかったとき、いかに国保が大事であり、保険が大事か、だれしものが体験するところでございます。

この制度は、国、地方ともに、どんなことがあっても守っていかなければならない制度でございます。ただ、大変財政状況が厳しい中で、運営の根幹となる保険料の問題、今後の大きな課題となることは避けて通れませんが、恩恵があるだけに、また負担においてもそれなりの応分の負担を果敢に対処して、これが今後の国保の運営基本ではないかと思えます。

当町の国保行政において、大変厳しい中で、保険税の徴収、その他全般にわたり大きな成果を上げております。したがって、22年度国保会計においても、前端的に賛同をいたし、さらに強力な推進を心から当局にお願いするとともに、議会議員としても挙げて支援政策をとっていくことをここに表明いたしまして、私の賛成討論いたします。

○議長（新家 弘）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって本案は、認定することに決定いたしました。

……………日程第20 議案第58号……………

○議長（新家 弘）

日程第20、議案第58号、平成22年度有田川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第21 議案第59号……………

○議長（新家 弘）

日程第21、議案第59号、平成22年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第22 議案第60号……………

○議長（新家 弘）

日程第22、議案第60号、平成22年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第23 議案第61号……………

○議長（新家 弘）

日程第23、議案第61号、平成22年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第24 議案第62号……………

○議長（新家 弘）

日程第24、議案第62号、平成22年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第25 議案第63号……………

○議長（新家 弘）

日程第25、議案第63号、平成22年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第26 議案第64号……………

○議長（新家 弘）

日程第26、議案第64号、平成22年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第27 議案第65号……………

○議長（新家 弘）

日程第27、議案第65号、平成22年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第28 議案第66号……………

○議長（新家 弘）

日程第28、議案第66号、平成22年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第29 議案第67号……………

○議長（新家 弘）

日程第29、議案第67号、平成22年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数です。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第30 議案第68号……………

○議長（新家 弘）

日程第30、議案第68号、平成22年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第31 議案第69号……………

○議長（新家 弘）

日程第31、議案第69号、平成22年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第32 議案第70号……………

○議長（新家 弘）

日程第32、議案第70号、平成22年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計  
歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第33 議案第71号……………

○議長（新家 弘）

日程第33、議案第71号、平成22年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計  
歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

……………日程第34 議案第72号……………

○議長（新家 弘）

日程第34、議案第72号、平成22年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計  
歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって本案は、認定することに決定しました。

お諮りします。

日程第5、議案第86号から日程第17、議案第98号までを提案理由の説明だけ  
にとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は12月14日水曜日、午前9時30分に開議します。

~~~~~

延会 14時17分